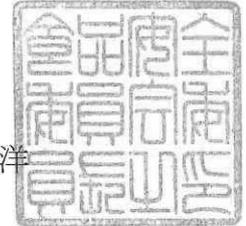




府食第596号
平成29年8月29日

農林水産大臣
齋藤 健 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

平成29年8月23日付け29消安第2387号により農林水産省から食品安全委員会に対し意見を求められた、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、飼料添加物であるバージニアマイシン及び硫酸コリスチンの基準及び規格並びに当該飼料添加物を含む飼料の基準及び規格を改正することについて、下記のとおり回答します。

記

飼料添加物バージニアマイシンについては、平成28年5月24日付け府食第335号で通知した「家畜等に使用するバージニアマイシンに係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価」において、飼料添加物硫酸コリスチンについては、平成29年1月17日付け府食第18号で通知した「家畜に使用する硫酸コリスチンに係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価」において、これらの飼料添加物が家畜に使用された結果として薬剤耐性菌が選択され、食品を介してヒトが当該薬剤耐性菌に暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できず、リスクの程度は中等度であると評価している。

今回意見を求められた改正は、家畜に使用することにより人の健康への影響が懸念される飼料添加物について、飼料添加物としての指定の取消しに伴いその基準及び規格を廃止するものであることから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはなく、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。